

京都市告示第242号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設設計画）地区計画を決定したので、法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成25年7月23日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

河原町商店街地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

京都市中京区大黒町、山崎町、北車屋町、奈良屋町、塩屋町、下大阪町、米屋町、裏寺町及び松ヶ枝町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）